

広島県告示第八十一号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成二十一年十二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
広島市立舟入病院	広島市中区舟入幸町一四番一一号	平成二四年二月二〇日	更新